

# 白石市

# 農業委員会だより

## 主な掲載内容

1. 「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」候補者の公募結果について
2. 平成30年度農地の利用意向調査の結果について
3. 再生が出来ない荒廃農地を非農地にする手続きを進めています

### 1. 「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」候補者の公募結果について

市と農業委員会では、現「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」が令和2年7月19日に任期満了となるため、令和2年1月28日から令和2年2月28日までの期間で候補者を公募しておりましたので、以下のとおり結果を公表いたします。

#### ○「農業委員」候補者の公募結果

受付人数 14名 （公募人数 13名）

}	推薦を受けた者	13名	（うち認定農業者等 12名）
	応募（立候補）した者	1名	（うち認定農業者等 0名）

※認定農業者等：認定農業者および認定農業者に準ずる者



## ○「農地利用最適化推進委員」候補者の公募結果

受付人数 16 名 （公募人数 14 名） ※地区ごとの受付人数については、【表 1】のとおり

}	推薦を受けた者	15 名	（うち認定農業者等 7 名）
	応募（立候補）した者	1 名	（うち認定農業者等 0 名）

※認定農業者等：認定農業者および認定農業者に準ずる者

【表 1：地区ごとの受付人数】

地 区	公募人数	受付人数
白石（旧町内）	1 名	1 名
越河	2 名	2 名
斎川・大平	2 名	3 名
大鷹沢	2 名	2 名
白川	1 名	1 名
蔵王・不忘・川原子・三住	1 名	2 名
福岡蔵本・長袋・八宮	2 名	2 名
福岡深谷	2 名	2 名
小原	1 名	1 名
合 計	14 名	16 名

## ○「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」の決定について

農業委員は、議会の同意を得て、市長が任命するため、6月の定例議会終了後に決定されます。

また、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が委嘱するため、新農業委員で開催される第1回農業委員会以降に決定されます。

## 2. 平成 30 年度農地の利用意向調査の結果について

白石市農業委員会は、平成 29 年 7 月に新体制に移行し、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 14 名、合計 27 名体制のもと、8 月から 9 月にかけて市内全域の農地の利用状況調査を実施しました。

その結果を受けて、11 月に両委員で戸別訪問をし（市外在住者は郵送でやりとり）、遊休農地（再生が可能と思われる荒廃農地、低利用農地）の所有者等に今後の利用予定の調査（利用意向調査）を行いました。

利用意向調査では、次の 5 つの選択肢から回答を選びます。これらは法律に定められた様式（選択肢）となっており、簡単に説明すると、1. 農地中間管理事業を利用する（したい）、2. 農地所有者代理事業を利用する（したい）、3. 耕作する人を自ら探し売買（貸借）する、4. 自ら耕作する、5. その他、となります。調査結果は、右の【表 2】となりました。

意向調査の結果、1. 農地中間管理事業を利用する、2. 農地所有者代理事業を利用する、と回答があった農地は、農業委員会が取りまとめて、それぞれの事業主体である宮城県農地中間管理機構とみやぎ仙南農業協同組合に、農地法第 35 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく通知（貸し付けの申込み）をしましたが、いずれも貸し付けには至っておりません。

【表 2：利用意向調査結果】

白石市の農地筆数	
（H30.11 末日現在）38,919 筆	
上記のうち新たに遊休農地となった筆数 （再生可能な荒廃農地・低利用農地）	
	134 筆
1. 農地中間管理事業を利用	85 筆
2. 農地所有者代理事業を利用	14 筆
3. 耕作する人を自ら探し売買（貸借）	0 筆
4. 自ら耕作する	14 筆
5. その他及び未送達、未回答等	21 筆

### 3. 再生が出来ない荒廃農地を非農地にする手続きを進めています

農業委員会が実施する利用状況調査の目的は、遊休農地の発生防止・解消ではありません。今後守っていくべき優良農地は、遊休化の初期の段階で荒廃を食い止め、担い手等への集積・集約化へつないでいく一方で、再生が不可能と思われる荒廃農地については、農地台帳から外し、非農地（山林・原野）扱いにする手続きを進めています。

これらの農地については、詳細な現地調査を行い、その上で所有者に農地以外の地目（山林・原野）にしてもいいかどうか確認をし（書面にて承諾をもらう）、その後、農業委員会総会において非農地にする決定をします。この決定をすることにより、農地台帳から外れ、固定資産の課税地目も農地以外に変更になります。ただし、法務局の登記地目は、所有者本人が手続きを行わないと変更にならないため、農業委員会が発行する非農地通知書を持って、法務局で手続きをお願いしています。

なお、現在候補地が非常に多いため、今後数年かけて手続きを行う予定です。以下に示すような農地の所有者の方で、大至急非農地にされたい方は、農業委員会にご相談下さい。（毎月開催されている農業委員会総会に、通常非農地証明願いを申請して非農地にできる場合もあります）

- ※ 農地を非農地化してしまうと、現在受けている優遇制度（補助金、経営移譲年金、贈与税・相続税の納税猶予等）が受けられなく（効果がさかのぼって波及する場合あり）なる場合がありますので、これらの優遇制度の対象者については、農地の管理にはくれぐれもご注意下さい。



#### 《 非農地判断の対象はどんな農地？ 》

- ①すでに森林化・原野化しており、農地に復元するために「開墾に匹敵するような条件整備（※）」を行わないと農地に再生できないもの  
 （※）伐採、抜根、切盛土、整地、耕盤造成（田）、畦築立（田）  
 客土、土壌改良等を総合的に実施する必要がある場合  
 （伐採や抜根のみの場合は該当しない）
- ②①以外であって、周囲の状況からみて、農地に復元しても継続して利用することができずと見込まれるもの（**労力不足は除く**）  
 （例）山林に囲まれているため、根・種子、土砂、水等の侵入等の自然的障害や、日照等・気象等の悪影響により、継続的利用が困難と考えられるもの

ただし、①②には、

- ・集团的なまとまりのある農地の中に存在する荒廃農地は、含まれません
- ・基盤整備事業等が計画されている農地は、含まれません

## 農地に関する手続きのスケジュール

農地の権利移動（売買・貸し借り）や、農地の転用をする場合は

農業委員会（または宮城県）の許可が必要です！

- 申請受付締切日  
毎月 10日  
（土・日・祝日の場合は翌開庁日）  
※添付書類が揃わないと申請を受理できないので、余裕を持って申請して下さい。
  - 農業委員会の審議  
毎月 25日  
（土・日・祝日の場合は翌開庁日）
  - 農地法第三条の許可書・非農地証明書  
の交付  
※年間スケジュール（農業委員会開催日と申請締め切り日）は、市のホームページに掲載
  - 農地法第三条の許可書・非農地証明書  
の交付  
審議から2日後以降
  - 利用権設定決定通知書の発送  
翌月初旬
  - 農地法第四条・第五条の転用許可書の交付  
翌月15日から20日頃  
※ 転用面積が30a以上の場合は更に要します。
- なお、添付書類の不足や不備があった場合は、この限りではありませんので、ご了承ください。

# あなたの地区の農業委員・農地利用最適化推進委員

◆ **農業委員** ◆ ※令和2年7月19日まで  
公選制（選挙）から公募制に変わり、推薦（自薦）によって選出されました。（平成29年7月から）

氏名	在住地	電話番号
江戸 千佳雄	白石	25-2819
吉川 淑子	白石	25-1869
齋藤 重雄	越河	28-2923
保科 清八(会長)	斎川	25-5923
村上 さき	大平	25-2387
佐藤 徳治	大鷹沢	25-9123
阿部 祥夫(会長職務代理)	大鷹沢	25-9754
佐藤 良夫	白川	27-2505
木須 敏文	福岡長袋	25-6322
齋藤 國一	福岡深谷	25-5468
日下 正彦	福岡八宮	25-9077
佐久間 純一	福岡八宮(不忘)	24-8355
半澤 幸男	小原	29-2024

◆ **農地利用最適化推進委員** ◆ ※令和2年7月19日まで  
平成29年7月に新たに設置。担当地区内で農業委員と連携して、農地利用の最適化を推進しています。

氏名	担当地区	電話番号
菊地 哲夫	白石	25-4600
八島 孝夫	越河	28-2738
佐久間 吉光	越河	28-2374
太齋 雄一	斎川	25-5346
佐久間 弓男	大平	25-7372
八島 典夫	大鷹沢	25-8448
神尾 貢	大鷹沢	25-0851
我妻 精一	白川	27-2712
押野 一郎	蔵王・不忘・川原子・三住	24-8427
齋藤 勇雄	蔵本・長袋・八宮	25-9677
日下 和彦	蔵本・長袋・八宮	29-3233
高橋 和也	福岡深谷	25-7547
日下 静雄	福岡深谷	24-4262
高橋 典雄	小原	29-2109

## 《 相談する前に 》

### ◆農地の地番や名義人はわかりますか◆

相談したい農地（田・畑）の地番と名義はおわかりですか？わからない場合は、固定資産税の課税通知などで確認してから（又は持参して）ご相談下さい。また、手放したい場合は、最終的に所有権の移転登記が必要になります。亡くなった人の名義のままになっていませんか？生きている人の名義にしないと（相続登記をしないと）、農業委員会への申請ができず、登記名義の変更も出来ません。また、世代が代わるごとに相続人の数が増え、手続きが複雑になり困難を極めますので、お早めにご手続き下さい。

### ●特徴

自ら積み立てた保険料とその運用益を将来受け取る積立方式（確定拠出型）  
金額が加入者・受給者の数に左右されない少子高齢化時代に適した年金

### ●加入できる方

次の①から③のすべての要件を満たす方  
①国民年金第1号被保険者（免除をうけていない）②年間60日以上農業に従事する方 ③20歳以上60歳未満の方

### ●メリット

①支払った保険料は全額が社会保険料控除 ②終身保険で80歳までの保証付き ③保険料の額は自由に決められる（月額2万から6万7千円） ④担い手には保険料の国庫補助制度あり

お申し込み・お問い合わせは  
農業委員会・JAまで

## 農業者年金

## 担い手積立年金



編集・発行 令和2年3月19日  
白石市農業委員会事務局  
白石市福岡長袋字陣場が丘12-13  
電話 22-1256 FAX 22-1258